

住所 兵庫県西宮市藪口町1丁目20番地3
徐兼代 昭和38年10月7日生
金澤兼 平成6年7月29日生
住所 神戸市東田区二階町3丁目1番地
徐兼隆 昭和61年1月17日生
徐兼隆 昭和62年9月17日生
住所 神戸市東田区曾根岡4丁目203番地1
徐兼好 平成2年3月23日生
住所 滋賀県大津市衣三丁目30番8号
泉福一 昭和34年3月1日生
○農林水産省告示第千四百七十一号
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第
七十三号)別表一の付表第五十一の規定に基づき、
コロンビアから発送されるトミアトキンス種の
マンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基
準を次のように定め、公布の日から施行する。
平成二十一年十月二十日

一 植物及び地域
トミアトキンス種のマンゴウの生果実であ
つて、コロンビアで生産されたものであるこ
と。
二 輸送方法
船積貨物又は航空貨物として輸入されたもの
であること。
三 生産地における検査及び証明
(一) コロンビア植物防疫機関により検査され
かつ、その検査の結果、検査有害動植物が付
着していないことを認め、又は信する旨記載
されているコロンビア植物防疫機関が発行し
た植物検査証明書が添付してあるものである
こと。
(二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項
が特記されていること。
ア チチユウカイミバエに侵されていないも
のであること。
イ 四の消毒が行われたものであること。

四 生産地における消毒
蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、
生果実の中心温度を摂氏四十六度とし、その温
度以上で二十分間消毒すること。

五 植物防疫官による確認
三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施され
ていることが植物防疫官により確認されるこ
と。
六 こん包及びこん包場所
(一) 消毒された生果実は、チチユウカイミバエ
の侵入するおそれがないと認められる材料に
よりこん包されていること。
(二) (一)のこん包は、チチユウカイミバエの侵入
するおそれがないと認められる場所で行われ
ていること。
(三) 各こん包又は束ねたこん包には、コロンビ
ア植物防疫機関による封印がなされているこ
と。
七 表示
三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実
の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検
疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨
の表示がなされていること。
○農林水産省告示第千四百七十一号
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第
七十三号)別表一の付表第五十二の規定に基づき、
ベトナムから発送されるヒロセレス・ウンダー
ツスの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を
次のように定め、公布の日から施行する。
平成二十一年十月二十日

一 植物及び地域
ヒロセレス・ウンダーツスの生果実であつ
て、ベトナムで生産されたものであること。
二 輸送方法
船積貨物又は航空貨物として輸入されたもの
であること。
三 生産地における検査及び証明
(一) ベトナム植物防疫機関により検査され、か
つ、その検査の結果、検査有害動植物が付着
していないことを認め、又は信する旨記載さ
れているベトナム植物防疫機関が発行した植
物検査証明書が添付してあるものであること。
(二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項
が特記されていること。
ア ミカンコミバエ種群及びウリミバエ(以
下「ミバエ類」という。)に侵されていな
いものであること。
イ 四の消毒が行われたものであること。

四 生産地における消毒
蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、
生果実の中心部の温度を一定の上昇率で摂氏四
十三度まで上げ、引き続き飽和蒸気により当該
中心部の温度を摂氏四十六・五度とし、その温
度以上で四十分間消毒すること。
五 植物防疫官による確認
三の(一)の検査及び四の消毒が的確に行われ
ていることが植物防疫官により確認されること。
六 こん包及びこん包場所
(一) 消毒された生果実は、ミバエ類の侵入する
おそれがないと認められる材料によりこん包
されていること。
(二) (一)のこん包は、ミバエ類の侵入するおそれ
がないと認められる場所で行われているこ
と。
(三) 各こん包又は束ねたこん包には、ベトナム
植物防疫機関による封印がなされているこ
と。
七 表示
三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実
の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検
疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨
の表示がなされていること。
○農林水産省告示第千四百七十三号
農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五
号)第百二十条の七第三項並びに第四項第一号及
び第二号の規定に基づき、平成十九年一月十六日
農林水産省告示第三十九号(収穫基準共済掛金率
等及び樹体基準共済掛金率等並びに収穫責任保険
歩合及び樹体責任保険歩合を定める件)の一部を
次のように改正し、平成二十二年産の果実に係る
共済関係から適用するものとし、平成二十一年以
前の年産の果実に係る共済関係については、なお
従前の例による。
平成二十一年十月二十日

農林水産大臣 赤松 広隆

○農林水産省告示第千四百七十四号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
三十三条の二の規定により、次のように保安林の
指定施業要件を変更する。
平成二十一年十月二十日
農林水産大臣 赤松 広隆

一 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場
所 大分県佐伯市(次の図に示す部分に限
る。)
保安林として指定された目的 水源のかん
養
(二) 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐に
よる。
佐伯市(次の図に示す部分に限る。)
(2) その他の森林については、主伐に係る
伐採種を定めぬ。
(3) 主伐として伐採をすることができない立
木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齡
以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期
間及び樹種 次のとおりとする。
指定施業要件の変更に係る保安林の所在場
所 大分県佐伯市(次の図に示す部分に限
る。)
保安林として指定された目的 土砂の崩壊
の防備

二 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場
所 大分県佐伯市(次の図に示す部分に限
る。)
保安林として指定された目的 土砂の流出
の防備
(二) 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐に
よる。
佐伯市(次の図に示す部分に限る。)
(2) その他の森林については、主伐に係る
伐採種を定めぬ。
(3) 主伐として伐採をすることができない立
木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齡
以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期
間及び樹種 次のとおりとする。
指定施業要件の変更に係る保安林の所在場
所 大分県佐伯市(次の図に示す部分に限
る。)
保安林として指定された目的 土砂の崩壊
の防備

農林水産大臣 赤松 広隆

農林水産大臣 赤松 広隆

農林水産大臣 赤松 広隆

農林水産大臣 赤松 広隆

農林水産大臣 赤松 広隆